

平成 30 年度「特別障害者手当」及び「障害児福祉手当額」について



	平成 29 年度 (月額)	平成 30 年度 (月額)
特別障害者手当	26,810 円	26,940 円
障害児福祉手当	14,580 円	14,650 円

*** 特別障害者手当 ***

【対象者】

在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上で、一定の要件に該当する方に月額 26,940 円 (平成 30 年度) の手当が支給されます。

【支給制限】

- ・施設に入所されている方。
- ・病院、診療所に継続して 3 ヶ月以上入院している方。
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方。

*** 障害児福祉手当 ***

【対象者】

在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満で、一定の要件に該当する方に月額 14,650 円 (平成 30 年度) の手当が支給されます。

【支給制限】

- ・施設に入所されている方。
- ・障害年金を受給している方。
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方。

※ 両手当とも支給月は 2、5、8、11 月でそれぞれの支給月前月までの 3 カ月分を本人の口座に振込みます。

※ 現在、手当を受給されている方で、支給制限に該当する場合は速やかに届出をしてください。

■お問合せ：障がい福祉課 ☎ 73-1975

— 平成 30 年度宮古島市地域づくり支援事業 (公募型) 募集のお知らせ —

平良地域でがんばる団体を支援します!



「地域を元気にしたい!」という熱意がある団体の活動を支援します! 熱意とアイデアのある事業の応募をお待ちしています。

■対象者：平良地域で活動する団体

■応募できる要件：①構成員が 5 人以上の団体であること。

②当該年度内に完了する事業であること。

③国、地方公共団体等の補助金の交付を受けない事業であること。

④政治活動、宗教活動および営利活動を目的とする事業でないこと。

⑤本事業で過去に 3 回の補助金交付を受けていない団体であること。

⑥代表者は納税の義務を果たしていること。

⑦団体の規則・会則などがあること。

■応募期間：平成 30 年 5 月 1 日 (火) ~ 5 月 18 日 (金) 17 時まで

■応募方法：申込書 (平良庁舎 2 階 地域振興課窓口で配布) に必要事項を記入し提出。

* 申込書は宮古島市ホームページからもダウンロードできます。

■提出先・お問合せ：地域振興課 (平良庁舎 2 階) ☎ 73-4905